

(1) 基準表

	事 由	内 容		指数
1	就労・就労内定	就労時間	月140時間以上の就労を常態	5
			月120時間以上の就労を常態	4
			月100時間以上の就労を常態	3
			月80時間以上の就労を常態	2
			月48時間以上の就労を常態	1
2	妊娠・出産	母親が出産前後である場合		10
3	保護者の疾病・負傷・障害	入院	おおむね1か月以上の入院	10
		居宅療養	常時臥床 疾病のため、おおむね1か月以上常時臥床	10
			精神・結核 医師が長期加療(安静)を要すると診断した者	10
			一般療養 医師がおおむね1か月以上加療(安静)を要すると診断した者	7
			その他 疾病は比較的軽症であるが、定期的通院等を要する者	4
		心身障害	1・2級・療育A	10
			3級・療育B	7
			4級以上	5
4	同居親族等の介護・看護	保育標準時間認定	週30時間以上、月120時間以上の介護、看護を常態	10
		保育短時間認定	週30時間未満、月120時間未満の介護、看護を常態	6
5	災害復旧	自宅などの復旧作業等のため、児童の保育ができない(期間は、復旧が完了するまで)。		10
6	求職活動	日中求職活動のため、外出することを常態としている。		1
7	就学・職業訓練 (種別と就学・受講時間の合計指数)	種別	学校等に在学している。	5
			職業訓練を受けている。	5
			通信教育を受けている。	2
		就学・受講時間	※就労時間に準ずる。	※
8	その他	市長が特に保育が必要な状態にあると認める場合(状況により1～15点加算)		

(2) 調整基準表

	事 由	内 容	指数
福祉的配慮	ひとり親家庭	児童の父又は母の死亡、離別、行方不明、拘禁	15
	両親がいない家庭	両親の死亡などによって祖父母などが保護者の場合	3
	生活保護世帯	生活保護世帯で就労することが必要性が高い場合	2
	生計中心者の失業等により、就労の必要性が高い場合		1
養育環境	申込児童が障害を有する場合		3
	育児休業明け	育児休暇明けに保育園を希望する場合	1
	兄弟姉妹(多胎児を含む。)が同一の保育所等の利用を希望する場合(年度途中の転園を除く。)		4
	小規模保育事業などの卒園児童		1
その他	祖父母の状況	同居の65歳未満の祖父母がいる場合において、保育ができない理由がないとき。	-1
	保育所に勤務する場合		最優先
	年度途中の転園を希望する場合		-2
	市長が定める事由		1

※ この表において、重複適用はしないものとする。

(例)ひとり親家庭と生活保護世帯等に該当した場合は、指数の高いひとり親家庭の扱いとする。

(3)特別調整基準表

	事 由	内 容		指数
1	保護者の養育能力	特に劣る	母親の養育能力による。	1
2	世帯の児童数	2人	家庭における18歳未満児童数の現況による。	1
		3人		2
		4人以上		3

◎実施基準指数の計算方法について

まず、保護者が(1)の事由のいずれかに該当しているかを調査し、対応する指数を確認した上で、両保護者の指数を合計する。

その後、世帯の状況が(2)の調整基準に該当するときは、(1)の指数と(2)の指数を合計し、その合計の値をもって入所順位を確定する。

なお、(1)の指数と(2)の指数の合計が同じ保護者同士に対し、更に順位付けをする必要がある場合は、(3)の特別調整基準表の指数を用いて入所順位の判定を行う。

※ 合計指数が同点の場合の優先順位

第1段階 (1)の基準指数の低い方の保護者の指数で比較し、その指数が高い世帯を優先する。

第2段階 (2)の調整基準において、「福祉的配慮＞養育環境＞その他」の順に優先する。
(マイナス調整を除く。)※同点の場合「同枠」の最高点以下、順に優先する。

第3段階 (1)主に保育にあたる者の「保育を必要とする事由」の項目別に優先する。
虐待DV等＞災害復旧＞疾病・障がい＞就労・就労内定＞介護・看護＞妊娠・出産＞就学・職業訓練＞求職活動

第4段階 祖父母の状況を考慮して、より保育が困難であると認められる世帯を優先する。
「祖父母の住所と自宅との距離＞祖父母の就労等の状況＞祖父母の年齢」の順に考慮する。

第5段階 待機期間の長い世帯を優先する。

第6段階 希望園順位が高い世帯「第1希望＞第2希望＞第3希望」の順に優先する。